

【二次募集】令和8年度倉吉市奨学資金奨学生 募集要項

1 奨学金貸与制度の目的

学校教育法に規定する短期大学・大学・専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る）に在学している者のうち、経済的理由により修学が困難である者（他からの奨学金の貸与・給付を受ける予定のある者は対象外）に対して、奨学金を貸与することにより有用な人材を育成することを目的としています。

2 採用人数 2名

3 貸与月額 月額 50,000円

4 貸与期間 貸与を受けることとなった月から在籍する学校の正規の修業年限の終了する月まで

5 奨学金の返還

奨学金は無利子です。貸与期間が終了した月の翌月から起算して1年を経過した後10年以内に、口座振替または倉吉市が発行する納付書による支払いにより返還していただきます。なお、いつでも繰り上げて返還することができます。

6 申請資格

次の（１）～（４）の全てに該当する者

- （１） 大学等に在学中の者であること。
- （２） 経済的理由により、修学が困難であると認められること。
- （３） 他から同種類の奨学金の貸与や給付の予定がないこと。
- （４） 奨学金の貸与を受けようとする者の親権者が、5年以上前から引き続き倉吉市内に住所を有すること。

7 申請手続

奨学金を希望される方は、次の（１）～（４）の書類を提出してください。

- （１） **倉吉市奨学資金貸与申請書**
- （２） **親権者の住民票の写し**
- （３） **申請者と生計を同じくする者全員の【令和8年度市・県民税所得証明書】**
 - ・貸与申請書の「家庭の状況」欄に書かれた生計同一者全員分を提出してください。
 - ・市役所市民課（第2庁舎1階）又は関金支所で証明書の交付が受けられます。
- （４） **在学証明書** （令和8年4月1日以降に発行された、学年の記載があるもの）

8 申請方法 下記の提出先まで、申請書類を持参又は郵送してください。

9 募集期間 令和8年7月1日(水)～令和8年8月31日(月) **※必着**

10 その他

- （１） 募集期間終了後に選考を行い、令和8年9月下旬に申請者全員へ結果を通知します。
- （２） 申請書に記載された個人情報、選考以外には使用しません。
- （３） 貸与にあたっては、保証人が必要です。

<提出・問合せ先>

〒682-0823 倉吉市東町 435 番地 1 (倉吉市役所北庁舎 1 階)
倉吉市教育委員会事務局 教育総務課
TEL : 0858-22-8165 FAX : 0858-22-8180